# 味覚の祭典「よいち大好きフェスティバル」出店注意事項(一般)

## 1. 出店許可について

- 1) 出店参加申込書を提出いただき、参加負担金をお納めいただいた出店者の方に、許可書を交付いたします。
- 2) 出店者は各自で保健所に営業許可申請をしてください。なお、許可を受けましたら、許可証の写しを実行委員会事務局に、9月14日(金)までに提出してください。

### 2. 設置について

- 1) 出店者は、必要な資材及び電源の手配、消火器は各自でご用意ください。
- 2) 設営は実行委員会が指示する時間までにテント及びテーブル、販売台等の設置は出店者で行ってください。
  - ①設営日 平成30年9月30日(日)

搬入開始時間	※搬出可能時間
6:00~7:00	イベント終了~15:00

- ②イベント終了までは閉店しないでください。搬出開始時間は放送で周知を行います。
- ③イベント終了後は、直ちに来客者には退店してもらい、撤収作業に入ってください。
- ④実行委員会からテント等の貸与を受けた者は、貸与品を実行委員会の指示に従い後片付けをしてください。 (テント骨組みの整理、販売台及びテーブルの整理)

#### 3. 車輛の通行

- 1) 実行委員会から通行証を発行します。警備員が来客と間違い混乱が起きないよう、必ずダッシュボード上や見やすいところに掲示してください。また、会場及び出入り口は警備員の指示に従ってください。
- 2) 出店時間中は、来客も入場しているため、必ず搬入搬出のための車輛侵入は決められた時間内にしてください。

#### 4. 清掃及びゴミの処理について

- 1) 自店内や店の周りの清掃はもちろん、残り物(廃油等)の処理は確実に行ってください。
- 2) ゴミは分別して、ゴミステーションまで出してください。 ※分別については、撤去時間までに必ずゴミステーションに出してください。出店時間中は、随時ゴミの排出は可能です。
- 3) 使用する容器については原則、紙類を使用すること。

#### 5. その他

- 1) 飲酒運転による事故防止のため、車の運転手には酒類を飲ませないこと。
- 2) 他市町村の特産品の宣伝は行わないこと。
- 3) 出店者の特産品品目を調整する場合があること(重複メニュー等)